

《 テーマ ・ 採択事業数 ・ 1事業あたりの支援金額 》

環境の保全 ・ 1事業程度 ・ 25万円以内  
(宍道湖を中心とする水辺の環境保全)

## 1 目的・趣旨

この事業は、「しまね社会貢献基金」に対する県民からの寄附金を活用して、NPO法人等による地域課題解決の取り組みについて助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの寄附金と県の拠出金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

## 2 寄附者の意向

島根県は、宍道湖を中心とする豊かな水系や、日本海、中国山地の山々には、多様な動植物が見られ、豊かな食材が生産されています。

今後も、こうした食材が生産されつづけるためにも、この島根の豊かな自然環境を守っていくための活動を期待します。

## 3 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体、および登録予定団体（主たる事務所の所在地が島根県内で活動が一年以上である団体等島根県社会貢献活動推進事業実施要綱の登録要件を満たすこと。）

島根県内のNPO法人、一般社団法人等（一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人含む）にあっては定款に、任意団体にあっては定款に準ずるものに、「環境の保全」、または「環境の保全」に関連する活動分野を掲げる団体であること。

## 4 募集事業

テーマに基づき、提案団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして地域課題解決に取り組む事業の提案を募集します。

(1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。

(2) 事業実施期間は、事業採択後の交付決定日から令和2年3月末日までです。

＜想定される事業の例＞

- ・ 宍道湖の環境保全のための調査・研究の実施
- ・ 自然環境保全につながる生態系保全のための活動 など

## 5 募集事業の基本的な条件

- ① 提案団体自らが実施するものであること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- ③ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- ④ 事業対象経費（下記6）が10万円以上であること。

## 6 対象となる経費及び金額

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費（1点5万円以上）は対象外とします。

## 7 応募方法

- ・提出期限：令和元年7月1日（月）17：00 必着
- ・提出書類：事業提案書、企画書、収支計算書（様式第1～3号）及び団体の役員名簿、年間収支決算書と活動内容のわかる参考資料
- ・提出方法：持参又は郵送

※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

## 8 選考・審査

- (1) 選考は、民間の委員を主体にした審査会【7月19日（金）予定】により行います。審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査のポイント
  - ① 募集テーマとの適合性、事業の目的及び公益性
  - ② 事業の効果、地域社会への貢献度
  - ③ スケジュール
  - ④ 事業の先進性、実効性
  - ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性
  - ⑥ 事業実施後の継続性 等
- (3) 提案内容に係る県担当課に意見を求め、審査の参考とします。

## 9 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 採択通知送付後、補助金交付申請書を提出していただきます。  
ただし、社会貢献基金登録団体でない場合は、交付申請書の提出の際、併せて団体登録申請を行っていただきます。
- (4) 補助額等については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。
- (5) 県の他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）場合は、本事業において採択しません。

## 10 その他

- (1) 事業実施にあたってポスターやチラシ等で外部に情報発信される場合は、当該支援事業である旨を明示していただきます。
- (2) 事業実施後は、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。
- (3) 報告会による事業の事例発表を予定しておりますので、御協力をお願いします。

## 11 情報公開

採択された事業の内容や実施状況等については、ホームページ等により広く紹介します。

## 12 提出先・相談窓口

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel : 0852-22-6099 Fax : 0852-22-5636 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

HP : <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>